

雇児総発0810第1号
平成22年8月10日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕 児童福祉主管部（局）長 殿
〔児童相談所設置市〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童の安全確認の徹底に係る調査について（依頼）

児童の安全確認の徹底については平成22年8月2日付雇児総発0802第1号の通知により、先般の大阪市の事件において児童の安全確認が行えないまま事件が発生したことを重く受け止め、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いしたところである。

今般、上記通知に基づいて、貴都道府県等において確認された児童の安全確認ができていない事例等の実態を把握することにより、児童虐待防止の更なる強化のための検討資料としたいので、別添1及び別添2の調査票に必要事項を記入の上、当職宛提出されるようご協力いただきたい。

また、各児童相談所における、当初の安全確認が困難であったが様々な工夫により安全確認ができた事例について、これを取りまとめて全国の児童相談所等に周知し、業務の参考にしていただきたいので、工夫事例について別添3の調査票にてご報告願いたい。

児童の安全確認等に関する実施状況調査票

児童相談所名()

- 1 児童相談所における安全確認(児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うことをいう。以下同じ。)の状況

①	平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に受理した虐待通告の件数	件
②	①のうち、平成22年8月10日までに児童の安全確認が必要と認められた件数(本人が相談に来た場合など、その場で安全確認ができたものを除く)	件
③	②のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	件
④	②のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	件
⑤	④の内訳 ○住所が特定できないケース: 件 ○訪問するが拒否されているケース: 件 ○その他(): 件	

※ 通常の件数は、①=②、②=③+④となる。

- 2 児童の安全確認ができた事例の再確認の状況

⑥	平成22年3月31日以前に受理した虐待通告で、そのときには児童の安全確認ができたものの、その後、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に子どもの姿が確認できない状態に陥っている件数(継続指導、福祉司指導となったもの、なっているもの含む。)	件
⑦	⑥のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	件
⑧	⑥のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	件
⑨	⑧の内訳 ○行方不明となったケース: 件 ○訪問するが拒否されているケース: 件 ○その他(): 件	

※ 本調査票は平成22年8月23日(月)までに提出ください。

児童の安全確認等に関する実施状況調査票

児童相談所名()

3 対応方針の見直しの状況

- (1) 平成22年8月10日時点で児童の安全確認(児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うこと)ができていないケースの同年8月30日現在の状況(別添1の1のケース)

別添1の1の④の件数		件
安全確認ができた事例	家庭訪問により確認できた件数	件
	立入調査により確認できた件数	件
	出頭要求等により確認できた件数	件
	その他(具体的に記載)	件
安全確認ができない事例	(具体的に記載)	件
		件
		件
		件

- (2) 初回の児童の安全確認(児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うこと)はできたが、その後の安全再確認ができないケースの平成22年8月30日現在の状況(別添1の2のケース)

別添1の2の⑥の件数		件
安全確認ができた事例	家庭訪問により確認できた件数	件
	立入調査により確認できた件数	件
	出頭要求等により確認できた件数	件
	その他(具体的に記載)	件
安全確認ができない事例	(具体的に記載)	件
		件
		件
		件

※ 本調査票は平成22年8月31日(火)までに提出ください。

工夫事例についての調査票

児童相談所名 ()

ケース概要
対応が困難であったポイント
対応に工夫をしたポイント
現 状

※ 本調査票は平成22年8月23日(月)までに提出ください。